

河川敷地を利用した飼料作物生産の取組（豊岡市）

国産飼料の確保に向けて行政と畜産農家が連携し、河川敷地において飼料用作物を生産。



【円山川の河川敷地に広がる牧草地】



【収穫作業】

1. 取組概要

- 豊岡市の中央部を流れる円山川中流域の河川敷地で畜産農家が飼料作物を生産。
- 河川敷地の使用は、豊岡市が河川を管理する近畿地方整備局に占用許可申請※を行い、市が許可を受けた包括占用区域を豊岡市草地利用組合に貸出し。
- 豊岡市草地利用組合は、平成13年に飼料作物生産の合理化等を目的に豊岡市の畜産農家で設立。現在は、9戸の農家（繁殖、肥育及び酪農）で構成。
- 河川敷地での飼料作物生産の取組は、組合設立時から始めており、それぞれの構成農家が市と契約した敷地で整地、播種から収穫までの作業を行い飼料用作物を生産。収穫した飼料は各農家が飼養している牛に給餌（自家利用）。

※河川法第24条

河川区域内の土地を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

2. 河川敷地の利用体制図



3. 実績と効果

- ①栽培面積：48ha（豊岡市における飼料作物生産面積の約27%）
- ②飼料用作物の種類：イタリアンライグラス、ソルゴー
- ③飼料作物の年間収穫回数（時期）：2～3回（5月、8～10月）
- ④効果：国産飼料の確保に必要なまとまった農地の確保が課題であったが、河川敷地を使用することが可能となり栽培地の確保と飼料コスト削減につながっている。河川増水時の浸水被害等の課題はあるが、それ以上に栽培地確保のメリットが大きい。